

平成28年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
(150903-01)
分担研究報告書

脳・心臓疾患による労災認定事案の分析に関する研究

研究分担者 松元俊 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等調査研究センター・研究員

【研究要旨】

本研究は、業務上の脳・心臓疾患として労災認定された事案のデータベースを構築し、データベースを用いて過労死等の防止対策に向けて、とりわけ業種別にみた労働条件の特徴を抽出することを目的とした。データベースを構築した1,564件を分析対象とした。事案は男性が全体の95%以上を占め、雇用者100万人当たりの事案数は、発症時年齢で50-59歳、従業者規模で10-29人に最も多かった。疾患別には100万人当たりの事案数は脳疾患で3.7件、心臓疾患で2.3件であり発症時年齢の分布は両疾患で傾向が変わらなかった。労災認定要因は長期間の過重業務によるものが93%であった。発症業種別の分析からは、100万人当たりの認定事案数が多い上位5業種は、①漁業、②運輸業・郵便業、③建設業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤サービス業（他に分類されないもの）であった。これらの業種では労働時間以外の負荷要因が多く認められるとともに、業種ごとの労働条件の違いも明確に示された。時間外労働時間管理を主としつつ、労働時間以外の負荷をより詳細に評価し、負荷要因の異なる業種ごとの対策の重要性が示唆された。

研究分担者：

吉川 徹（労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター・センター長代理）
佐々木毅（同センター・上席研究員）
高橋正也（労働安全衛生総合研究所産業疫学研究グループ・部長）

A. 研究目的

脳・心臓疾患による労災補償状況をみると、平成18年度から平成27年度までの10年間で、請求件数と決定件数には増減があるものの、それぞれ約800件、約700件のまま推移している。また、件数の内訳を業種別にみると構成比にも大きな変化はみられない。このことから脳・心臓疾患による過労死等の背景には業種ごとの働き方の特徴があることがうかがえる。昨年度から開始された本研究事業に引き続き、本年度は業務上の脳・心臓疾患として労災認定された事案のデータベースの構築及び過労死等の防止対策に向けて、とりわけ業種別にみた労働条件の特徴を抽出することを目的とした。

B. 研究方法

脳・心臓疾患による労災認定事案について、平成27年度研究において過去5年間（平成22年1月から平成27年3月）の調査復命書と関連資料を、全国の労働局及び労働基準監督署より収集した。統計処理を可能にするために、昨年度から関連情報を数値化したデータベースの構築を開始し、最終的に1,564件が分析対象となった。データベースについて、本年度は新たに発症時の所属における雇用日数、時間外労働時間及び労働時間以外の業務の過重性の評価、労働時間集計、勤務形態、休日日数等について更新と入力を行った。これらのデータベースを用いて、業種（大分類）別の特性について事案分析を行った。

（倫理面での配慮）

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得た上で行った（通知番号:H2708）。労災認定事案の解析は、氏名、住所、所属事業場名及び所在地など、個人が特定されるおそれのある情報を含むデータベースを用いずに行った。

C. 研究結果

1. 雇用者数当たりの労災認定事案数

表 1 に、業種・年齢（10 歳階級）別の雇用者 100 万人当たりの労災認定事案数を示した。

業種・年齢別の雇用者数は、総務省「労働力調査」における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出した。2010 年から 2014 年の各年の合計である。（2011 年については年齢・業種別雇用者数は公表されていないため、2010 年と 2012 年の平均値で補正した。）また事案数には、2010 年以前に労災請求があった事案を含み、総雇用者数には 2015 年 1 月から 3 月までの雇用者数が含まれなかった。年齢について、脳・心臓疾患での労災認定事案には、20 歳未満の被災者はいなかった。

雇用者 100 万人当たりの事案数が、全体では 6.0 件、年齢別で最も多い 50-59 歳では 11.2 件、次いで多い 40-49 歳では 8.0 件であった。業種別では漁業の 38.4 件と運輸業・郵便業の 28.3 件が、他業種に比して多かった。これは年齢別にみても同様での結果であり、50-59 歳で漁業が 66.7 件、運輸業・郵便業が 57.8 件であり、60 歳以上で漁業が 60.0 件、運輸業・郵便業が 30.3 件、40-49 歳で漁業が 23.5 件、運輸業・郵便業が 28.8 件と、2 業種の 40 歳以上に集中した。他の業種では、建設業の 7.9 件、宿泊業・飲食サービス業の 7.2 件、サービス業（他に分類されないもの）の 6.4 件が多かった。また、年齢別にも 50-59 歳の宿泊業・飲食サービス業が 16.7 件、建設業が 12.4 件、サービス業（他に分類されないもの）が 12.3 件が多かった。

表 2-1 に、業種・年齢（10 歳階級）別の雇用者 100 万人当たりの脳疾患による労災認定事案数を示した。

年齢別の脳疾患事案数は、全体で 50-59 歳に最も多く、雇用者 100 万人当たりの事案数は 7.0 件であった。次いで事案数が多いのは、40-49 歳で 5.1 件、60 歳以上で 3.9 件であった。業種・年齢別にみると、事案数は漁業の 50-59 歳が 44.4 件、60 歳以上が 50.0 件、運輸業・郵便業の 50-59 歳が 31.1 件、60 歳以上が 20.5 件が多かった。他業種における 50-59 歳では、上位から宿泊業・飲食サービス業が 11.3 件、サービス業（他に分類されないもの）が 8.6 件、建設業が 7.3 件、不動産業・物品賃貸業が 7.1 件と続いた。40-49 歳でも、運輸業・郵便業が 16.8 件、漁業が 11.8 件と多く、他業種では、上位から不動産業・物品賃貸業が 8.1 件、学術

研究・専門・技術サービス業が 6.9 件、建設業と情報通信業がともに 6.0 件と続いた。

表 2-2 に、業種・年齢（10 歳階級）別の雇用者 100 万人当たりの心臓疾患による労災認定事案数を示した。

年齢別の心臓疾患事案数は、脳疾患と同じで、全体で 50-59 歳に最も多く、雇用者 100 万人当たりの事案数は 4.2 件であった。次いで事案数が多いのは、40-49 歳で 2.9 件、60 歳以上で 1.9 件であった。業種・年齢別にみると、事案数は運輸業・郵便業の 50-59 歳が 26.4 件、40-49 歳が 12.0 件、60 歳以上が 9.7 件で、漁業の 50-59 歳が 22.2 件、40-49 歳が 11.8 件、60 歳以上が 10.0 件で多かった。他業種における 50-59 歳では、上位から宿泊業・飲食サービス業が 5.4 件、建設業が 5.1 件、不動産業・物品賃貸業が 4.8 件と続いた。40-49 歳では、上位から宿泊業・飲食サービス業が 4.5 件、情報通信業が 4.0 件、建設業が 3.9 件と続いた。

表 3 に、業種・従業者規模別の雇用者 100 万人当たりの脳・心臓疾患による労災認定事案数を示した。

業種・従業者規模別の雇用者数は、総務省「労働力調査」における「産業、従業者規模別就業者数」をもとに算出した。2010 年から 2014 年の各年の合計である。（2011 年については年齢・業種別雇用者数は公表されていないため、2010 年と 2012 年の平均値で補正した。）また事案数には、2010 年以前に労災請求があった事案を含み、総雇用者数には 2015 年 1 月から 3 月までの雇用者数が含まれなかった。

従業者規模別の事案数は、全体で 10-29 人が 10.0 件と最も多く、次いで 30-99 人が 8.4 件、1-9 人が 6.1 件であった。業種別では運輸業・郵便業において 1-9 人で 77.0 件、10-29 人で 61.7 件、30-99 人で 39.0 件、100-499 人で 24.2 件と従業者規模が小さいほど件数が多かった。漁業においても、10-29 人で 70.0 件、30-99 人で 40.0 件、1-9 人で 17.6 件と従業者規模が小さな場合に事案数が集中した。

2. 発症時の所属における雇用年数

表 4 に、業種別の被災者の発症時の所属における雇用年数の分布を示した。

全業種でみると、雇用年数が 0 年以上 5 年未満の事案が最も多く 38.7%を占め、次いで 5 年以上 10 年未満が 18.7%を占めた。ほとんどの業種において発症時年齢が平均で 40 歳後半であるのに対して、雇用年数は約 60%が 10 年未

満であった。業種別で、雇用年数 10 年未満の事案が 60%以上を占めるのは、運輸業・郵便業、サービス業（他に分類されないもの）、医療・福祉、漁業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、不動産業・物品賃貸業であった。

3. 労災認定要因

表 5 に、業種別の労災認定要因の分布を示した。

脳・心臓疾患は、業務上で異常な出来事、短期間の過重業務（発症前おおむね 1 週間）、長期間の過重業務（発症前おおむね 1 か月）のいずれか 1 つが認められると労災認定される。また短期間及び長期間の過重業務は、労働時間又は労働時間以外の負荷要因により評価される。異常な出来事による労災認定は、調査復命書に記載の内容から出来事を任意に分類した。内容は暴力行為を受けたケース、事故に遭遇・対応したケース、暑熱環境で作業を行っていたケース、寒冷環境で作業を行っていたケース、東日本大震災に遭遇し直接的又は間接的に関連する作業を行っていたケース、その他のケース（慣れない運動、慣れない重筋労作など）、不明のケースであった。

全体の 93.0%が長期間の過重業務による労災認定であった。短期間の過重業務のみでの労災認定は 2.9%であり、学術研究・専門・技術サービス業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業、農業・林業、複合サービス事業では短期間の過重業務による労災認定はなかった。異常な出来事による労災認定は全体の 3.7%で、建設業での暑熱環境によるものが 9 件、運輸業・郵便業での暴力によるものが 5 件、サービス業（他に分類されないもの）での暑熱環境によるものが 4 件、卸売業・小売業での暴力を除く他の出来事が広くみられたことが特徴的であった。

4. 時間外労働時間（長期間の過重業務による認定）

表 6 に、長期間の過重業務により労災認定された事案における業種別の時間外労働時間（発症前 1 か月から 6 か月まで）を示した。

長期間の過重業務による労災認定において時間外労働時間の評価期間は事案によって異なり、調査復命書に記載されているすべての時間外労働時間を対象とした。また、調査復命書に時間外労働時間の記載のない事案を含み、評価期間にかかわらず発症前 1 か月から 6 か月までを対象とした。

全体では発症前 1 か月の時間外労働時間は 102.4 時間であり、発症前 6 か月平均では 94.4 時間であった。業種別では、発症前 1 か月の時間外労働時間は、上位 5 業種でみると、漁業で 145.5 時間、農業・林業で 129.9 時間、複合サービス業で 122.5 時間、宿泊業・飲食サービス業で 117.2 時間、生活関連サービス業・娯楽業で 111.5 時間であった。時間外労働時間の長い業種は発症前 6 か月までをみてもほぼ変わらなかった。

発症前 1 か月間では 100 時間を超えない事案は全体の 53.2%にみられた。業種別にみても、時間外労働時間の長い上位 5 業種に加えて、金融業・保険業、建設業を除く 10 業種で 100 時間を超えない事案が 50%以上にみられた。80 時間を超えない事案も全体の 28.6%にみられた。また発症前 2 か月間から 6 か月間にわたり 1 か月あたり 80 時間を超えない事案は全体の約 25%にみられた。

5. 労働時間以外の負荷要因（長期間の過重業務による認定）

表 7 に、長期間の過重業務により認定された事案における業種別の労働時間以外の負荷要因の分布を示した。

調査復命書では、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い業務、交代勤務・深夜勤務、作業環境（温度、騒音、時差）、精神的緊張を伴う業務、その他について分類・評価された。

全体では、事案の 10%以上にみられたのが、拘束時間の長い勤務が 32.2%、交代勤務・深夜勤務が 15.3%、不規則な勤務が 13.9%、精神的緊張を伴う業務が 12.9%であった。上位 3 つの要因とも多くみられる業種は、運輸業・郵便業、サービス業（他に分類されないもの）、医療・福祉であった。また、医療・福祉は精神的緊張を伴う業務、その他（休日の少なさ、仕事の責任の重さ、持ち帰り仕事）も多くみられた。漁業は交代勤務・深夜勤務はないものの拘束時間が長く、不規則であり、また、作業環境を要因とするものが多くみられた。宿泊業・飲食サービス業や生活関連サービス業・娯楽業は拘束時間が長く、交代勤務・深夜勤務を行っている事案が多いことが示された。他には、学術研究・専門・技術サービス業は出張の多い業務、教育・学習支援業、金融業・保険業は精神的緊張を伴う業務を行っている特徴が示された。

6. 拘束時間と休日日数（長期間の過重業務による認定）

表 8 に、長期間の過重業務により労災認定された事案における業種別の拘束時間と休日日数（発症前 1 か月から 6 か月まで）を示した。

全体では発症前 1 か月の拘束時間は 303.8 時間であり、発症からさかのぼるほどに拘束時間は短くなり、発症前 6 か月では 284.9 時間であった。休日日数も同様に、全体では発症前 1 週間で 1.3 日、発症前 2 週間で 1.3 日、発症前 1 か月で 5.5 日であり、発症からさかのぼるほどに休日日数は多くなり、発症前 6 か月では 7.5 日であった。業種別では、発症前 1 か月での拘束時間が長い順に 5 つあげると、漁業で 368.6 時間、農業・林業で 352.8 時間、運輸業・郵便業で 324.4 時間、宿泊業・飲食サービス業で 311.7 時間、生活関連サービス業・娯楽業で 308.5 時間であり、発症前 2 か月から 6 か月の間も拘束時間が長いままであった。そのうち農業・林業のみ、発症前 1 か月に比べて発症前 2 か月から 6 か月までの拘束時間の差が大きく、発症前 6 か月では 253.2 時間であった。このほか、発症前 1 か月とそれより前の拘束時間の差が大きい業種は、学術研究・専門・技術サービス業（302.1 時間、248.1 時間）、不動産業・物品賃貸業（303.8 時間、235.8 時間）であった。

休日日数を、発症前 1 週間と 1 か月について業種別にみると、拘束時間が長い農業・林業（0.5 日、3.3 日）や宿泊業・飲食サービス業（0.9 日、3.6 日）、生活関連サービス業・娯楽業（1.0 日、4.0 日）で少なかった。運輸業・郵便業では拘束時間が長い業種としては発症前 1 週間、1 か月でみて休日日数が 1.3 日、5.7 日と多かった。教育・学習支援業では、拘束時間が発症前 1 か月で 277.3 時間と他業種よりも相対的に短く、休日日数は発症前 1 週間、1 か月でみて 1.0 日、4.3 日と少なかった。

7. 業種別の代表職種

表 9 に、業種別の代表職種において、長期間の過重業務により労災認定された事案の労働時間以外の負荷要因の分布を示した。

代表職種は、各業種（大分類）の中で事案数が最も多い職種（小分類）とした。まとまった事案数が得られない場合は、職種（中分類）、職種（大分類）まで広げた。運輸業・郵便業は事案数が多かったため、職種（小分類）を 3 分類した。金融業・保険業、複合サービス業は事案数が少なく職種による分類が行えなかった。また、事案数が 1 件であった電気・ガス・熱供給・水道業については表の数値を空欄にした。

代表職種の事案において全体の 39.3% に認められた拘束時間の長い勤務を職種別にみる

と、バス運転者 80.0%、貨物自動車運転者 61.3%、乗用自動車運転者 50.0%、漁業作業員 46.2%、医師 42.9%、教員 41.2% が平均値を超えて高かった。次に多いのは交代勤務・深夜勤務で、全体の 20.4% に認められた。これを職種別にみると、警備員 41.4%、乗用自動車運転者 39.1%、医師 28.6%、バス運転者 26.7%、貨物自動車運転者 25.9%、製品製造・加工処理従事者 25.5% が平均値を超えて高かった。続いて不規則な勤務は全体の 18.4% に認められ、これを職種別にみると、バス運転者 53.3%、医師 35.7%、貨物自動車運転者 33.8%、漁業作業員 23.1% が平均値を超えて高かった。精神的緊張を伴う業務は全体の 12.6% に認められ、これを職種別にみると、医師 64.3%、バス運転者 53.3%、教員 23.5% で高かった。その他、全体的には低いですが、作業環境は、漁業作業員 38.5%、出張の多い業務は、教員 23.5%、バス運転者 20.0% が特に高かった。

D. 考察

本研究は、過去 5 年間に業務上の脳・心臓疾患として労災認定された事案について、業種（大分類）別の被災時状況とその背景要因として労働実態を検討した。

結果をまとめると、事案は男性が全体の 95% 以上を占め、雇用者 100 万人当たりの事案数は、発症時年齢で 50-59 歳、従業者規模で 10-29 人に最も多かった。疾患別には 100 万人当たりの事案数は脳疾患で 3.7 件、心臓疾患で 2.3 件であり、脳疾患の方がわずかに多かったが、脳疾患と心臓疾患の発症時年齢の分布は変わらなかった。発症時の所属における雇用年数は、0 年以上 5 年未満が 38.7% で最も多く、5 年以上 10 年未満を含めると 57.5% であった。労災認定要因は長期間の過重業務によるものが 93% であった。発症前 1 か月では時間外労働時間が 100 時間未満の事案が 53.2% あり、発症前 2 か月から 6 か月の間では 80 時間未満の事案が約 25% あった。

業種別では、事案数は少ないものの漁業の 50 歳以上、事案数が最も多い運輸業・郵便業の 40 歳以上で雇用者 100 万人当たりの事案数が圧倒的に多かった。発症時年齢別の事案数の傾向は、他の業種についても、疾病別にも変わらなかった。雇用者 100 万人当たりの事案数の多い業種は、その他に建設業、宿泊業・飲食サービス業、サービス業（他に分類されないもの）が続き、漁業及び運輸業・郵便業の上位 2 業種と年齢、疾病、従業者規模が変わらなかった。発症時の所属における雇用年数は業種別には異なっており、運輸業・郵便業、サービス業（他

に分類されないもの)、医療・福祉、漁業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、不動産業・物品賃貸業は0年以上10年未満が60%以上であり、教育・学習支援業、金融業・保険業、複合サービス事業は10年以上が60%を占めた。

労災認定要因は業種による大差はなく、ほとんどが長期間の過重業務によるものであった。異常な出来事が認められた事案は少ないものの、運輸・郵便業や医療・福祉での暴力、サービス業（他に分類されないもの）、卸売業・小売業、建設業での温度環境が多く、業種ごとの労働負荷の違いがみてとれた。労働時間以外の負荷要因からみても、業種ごとの特徴がみられ、各業種の中でも事案数の多い代表職種ではその特徴がさらに明確に示された。100万人当たりの事案数の多い業種に絞ると、共通してみられるのは、拘束時間の長い勤務、不規則な勤務若しくは交代勤務・深夜勤務が他の業種に比して多く認められた。

E. 結論

脳・心臓疾患による労災認定については、その目安となる長時間の時間外労働時間を基本として、男性、従業者規模が10-29人、年齢が50-59歳、拘束時間の長い勤務、交代勤務・深夜勤務、不規則な勤務を行っていた事案が多かった。業種別の分析からは、100万人当たりの認定事案数が多い業種で、労働時間以外の負荷要因が多く認められるとともに、業種ごとの労働条件の違いも明確に示された。時間外労働時間管理を主としつつ、労働時間以外の負荷をより詳細に分析した上で業種ごとの対策が求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

・松元俊 (2016). わが国における働き過ぎの実態と問題点—運転労働者. 第1回労働時間日本学会, 抄録, p10.

・松元俊 (2016). 脳・心臓疾患の労災事案研

究への労働科学的アプローチについて. 日本疲労学会第12回大会, 日本疲労学会誌 12(1), p50.

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む.)

なし

表1 業種（大分類）・年齢（10歳階級）別の雇用者100万人当たりの脳・心臓疾患による労災認定事案数

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
1 運輸業、郵便業	3	197	1.5	40	360	11.1	125	434	28.8	210	364	57.8	87	288	30.3	465	1641	28.3
2 サービス業（他に分類されないもの）	2	261	0.8	19	419	4.5	36	407	8.9	46	374	12.3	22	496	4.4	125	1956	6.4
3 医療、福祉	3	680	0.4	8	827	1.0	12	789	1.5	17	670	2.5	9	405	2.2	49	3370	1.5
4 卸売業・小売業	6	1009	0.6	38	1060	3.6	92	1103	8.3	78	900	8.7	15	665	2.3	229	4736	4.8
5 学術研究、専門・技術サービス業	2	119	1.7	9	209	4.3	21	202	10.4	10	145	6.9	5	108	4.6	47	782	6.0
6 漁業	0	5	0.0	0	5	0.0	2	9	23.5	6	9	66.7	6	10	60.0	14	37	38.4
7 教育、学習支援業	2	263	0.8	2	269	0.7	10	326	3.1	10	334	3.0	1	149	0.7	25	1340	1.9
8 金融業・保険業	0	140	0.0	3	168	1.8	4	235	1.7	3	174	1.7	0	67	0.0	10	783	1.3
9 建設業	7	260	2.7	24	469	5.1	46	466	9.9	54	436	12.4	31	412	7.5	162	2042	7.9
10 宿泊業、飲食サービス業	5	523	1.0	19	292	6.5	30	289	10.4	40	240	16.7	20	237	8.4	114	1580	7.2
11 情報通信業	4	204	2.0	12	306	3.9	25	251	10.0	10	122	8.2	0	45	0.0	51	927	5.5
12 生活関連サービス業、娯楽業	1	250	0.4	6	201	3.0	12	169	7.1	11	144	7.6	7	148	4.7	37	911	4.1
13 製造業	9	806	1.1	27	1196	2.3	71	1296	5.5	65	1003	6.5	21	640	3.3	193	4940	3.9
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	21	0.0	1	35	2.9	0	45	0.0	0	38	0.0	0	15	0.0	1	153	0.7
15 農業、林業	0	37	0.0	1	48	2.1	1	45	2.2	1	52	1.9	4	83	4.8	7	264	2.7
16 不動産業、物品賃貸業	2	65	3.1	4	100	4.0	10	99	10.1	10	84	11.9	2	143	1.4	28	490	5.7
17 複合サービス事業	0	41	0.0	1	59	1.7	2	67	3.0	3	60	5.0	1	22	4.5	7	249	2.8
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	2	0.0	0	1	0.0	0	3	0.0
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全業種計	46	4875	0.9	214	6019	3.6	499	6228	8.0	574	5146	11.2	231	3932	5.9	1564	26199	6.0

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。

b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&tclassID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。

c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。

d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表2-1 業種（大分類）・年齢（10歳階級）別の雇用者100万人当たりの脳疾患による労災認定事案数

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
1 運輸業、郵便業	2	197	1.0	23	360	6.4	73	434	16.8	113	364	31.1	59	288	20.5	270	1641	16.5
2 サービス業（他に分類されないもの）	2	261	0.8	15	419	3.6	24	407	5.9	32	374	8.6	12	496	2.4	85	1956	4.3
3 医療、福祉	1	680	0.1	5	827	0.6	9	789	1.1	13	670	1.9	5	405	1.2	33	3370	1.0
4 卸売業・小売業	2	1009	0.2	21	1060	2.0	64	1103	5.8	50	900	5.6	11	665	1.7	148	4736	3.1
5 学術研究、専門・技術サービス業	1	119	0.8	6	209	2.9	14	202	6.9	7	145	4.8	5	108	4.6	33	782	4.2
6 漁業	0	5	0.0	0	5	0.0	1	9	11.8	4	9	44.4	5	10	50.0	10	37	27.4
7 教育、学習支援業	2	263	0.8	1	269	0.4	7	326	2.1	7	334	2.1	1	149	0.7	18	1340	1.3
8 金融業・保険業	0	140	0.0	2	168	1.2	2	235	0.9	2	174	1.2	0	67	0.0	6	783	0.8
9 建設業	1	260	0.4	14	469	3.0	28	466	6.0	32	436	7.3	16	412	3.9	91	2042	4.5
10 宿泊業、飲食サービス業	2	523	0.4	10	292	3.4	17	289	5.9	27	240	11.3	15	237	6.3	71	1580	4.5
11 情報通信業	0	204	0.0	7	306	2.3	15	251	6.0	5	122	4.1	0	45	0.0	27	927	2.9
12 生活関連サービス業、娯楽業	0	250	0.0	2	201	1.0	9	169	5.3	8	144	5.6	6	148	4.1	25	911	2.7
13 製造業	1	806	0.1	14	1196	1.2	45	1296	3.5	48	1003	4.8	15	640	2.3	123	4940	2.5
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	21	0.0	0	35	0.0	0	45	0.0	0	38	0.0	0	15	0.0	0	153	0.0
15 農業、林業	0	37	0.0	1	48	2.1	0	45	0.0	1	52	1.9	3	83	3.6	5	264	1.9
16 不動産業、物品賃貸業	2	65	3.1	1	100	1.0	8	99	8.1	6	84	7.1	1	143	0.7	18	490	3.7
17 複合サービス事業	0	41	0.0	0	59	0.0	1	67	1.5	3	60	5.0	1	22	4.5	5	249	2.0
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	2	0.0	0	1	0.0	0	3	0.0
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全業種計	16	4875	0.3	122	6019	2.0	317	6228	5.1	358	5146	7.0	155	3932	3.9	968	26199	3.7

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。

b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&tclassID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch)における「年齢階級、産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。

c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。

d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表2-2 業種（大分類）・年齢（10歳階級）別の雇用者100万人当たりの心臓疾患による労災認定事案数

業種（大分類）	29歳以下			30-39歳			40-49歳			50-59歳			60歳以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
1 運輸業，郵便業	1	197	0.5	17	360	4.7	52	434	12.0	96	364	26.4	28	288	9.7	194	1641	11.8
2 サービス業（他に分類されないもの）	0	261	0.0	4	419	1.0	12	407	3.0	14	374	3.7	10	496	2.0	40	1956	2.0
3 医療，福祉	2	680	0.3	3	827	0.4	3	789	0.4	4	670	0.6	4	405	1.0	16	3370	0.5
4 卸売業・小売業	4	1009	0.4	17	1060	1.6	28	1103	2.5	28	900	3.1	4	665	0.6	81	4736	1.7
5 学術研究，専門・技術サービス業	1	119	0.8	3	209	1.4	7	202	3.5	3	145	2.1	0	108	0.0	14	782	1.8
6 漁業	0	5	0.0	0	5	0.0	1	9	11.8	2	9	22.2	1	10	10.0	4	37	11.0
7 教育，学習支援業	0	263	0.0	1	269	0.4	3	326	0.9	3	334	0.9	0	149	0.0	7	1340	0.5
8 金融業・保険業	0	140	0.0	1	168	0.6	2	235	0.9	1	174	0.6	0	67	0.0	4	783	0.5
9 建設業	6	260	2.3	10	469	2.1	18	466	3.9	22	436	5.1	15	412	3.6	71	2042	3.5
10 宿泊業，飲食サービス業	2	523	0.4	9	292	3.1	13	289	4.5	13	240	5.4	5	237	2.1	42	1580	2.7
11 情報通信業	4	204	2.0	5	306	1.6	10	251	4.0	5	122	4.1	0	45	0.0	24	927	2.6
12 生活関連サービス業，娯楽業	1	250	0.4	4	201	2.0	3	169	1.8	3	144	2.1	1	148	0.7	12	911	1.3
13 製造業	8	806	1.0	13	1196	1.1	25	1296	1.9	17	1003	1.7	6	640	0.9	69	4940	1.4
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	21	0.0	1	35	2.9	0	45	0.0	0	38	0.0	0	15	0.0	1	153	0.7
15 農業，林業	0	37	0.0	0	48	0.0	1	45	2.2	0	52	0.0	1	83	1.2	2	264	0.8
16 不動産業，物品賃貸業	0	65	0.0	3	100	3.0	2	99	2.0	4	84	4.8	1	143	0.7	10	490	2.0
17 複合サービス事業	0	41	0.0	1	59	1.7	1	67	1.5	0	60	0.0	0	22	0.0	2	249	0.8
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	2	0.0	0	1	0.0	0	3	0.0
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全業種計	29	4875	0.6	92	6019	1.5	181	6228	2.9	215	5146	4.2	76	3932	1.9	593	26199	2.3

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含む。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=dsearch) における「年齢階級・産業別雇用者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
 c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。
 d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表3 業種（大分類）・従業者規模別の雇用者100万人当たりの脳・心臓疾患による労災認定事案数

業種（大分類）	1-9人			10-29人			30-99人			100-499人			500-999人			1000人以上			全体		
	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)	事案数 a)	雇用者数(万人) b)	雇用者100万対事案数 c)
1 運輸業，郵便業	62	81	77.0	123	200	61.7	135	346	39.0	93	385	24.2	8	115	7.0	14	485	2.9	435	1611	27.0
2 サービス業（他に分類されないもの）	24	323	7.4	27	257	10.5	25	356	7.0	28	435	6.4	9	152	5.9	6	354	1.7	119	1877	6.3
3 医療，福祉	6	389	1.5	5	537	0.9	9	707	1.3	14	864	1.6	7	204	3.4	4	256	1.6	45	2955	1.5
4 卸売業・小売業	51	872	5.8	61	706	8.6	39	673	5.8	32	868	3.7	9	378	2.4	18	1213	1.5	210	4709	4.5
5 学術研究，専門・技術サービス業	7	233	3.0	8	115	7.0	8	105	7.7	10	111	9.0	4	40	10.0	7	115	6.1	44	717	6.1
6 漁業	3	17	17.6	7	10	70.0	2	5	40.0	0	0	-	0	0	-	0	0	-	12	32	37.5
7 教育，学習支援業	1	67	1.5	1	118	0.8	8	151	5.3	6	145	4.2	1	45	2.2	5	79	6.3	22	604	3.6
8 金融業・保険業	0	39	0.0	1	25	4.0	2	35	5.7	2	95	2.1	0	70	0.0	4	516	0.8	9	780	1.2
9 建設業	31	804	3.9	51	490	10.4	31	294	10.5	17	176	9.7	3	69	4.3	5	204	2.5	138	2036	6.8
10 宿泊業，飲食サービス業	29	332	8.7	26	289	9.0	22	241	9.1	18	258	7.0	5	103	4.9	5	328	1.5	105	1549	6.8
11 情報通信業	4	82	4.9	8	88	9.1	17	144	11.8	8	221	3.6	2	88	2.3	8	305	2.6	47	927	5.1
12 生活関連サービス業，娯楽業	4	196	2.0	10	154	6.5	10	195	5.1	6	180	3.3	0	50	0.0	1	113	0.9	31	887	3.5
13 製造業	21	453	4.6	39	613	6.4	46	915	5.0	46	1191	3.9	5	387	1.3	21	1360	1.5	178	4918	3.6
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	-	0	5	0.0	0	7	0.0	0	12	0.0	0	5	0.0	1	85	1.2	1	114	0.9
15 農業，林業	3	136	2.2	1	52	1.9	1	39	2.6	0	22	0.0	0	5	0.0	0	5	0.0	5	258	1.9
16 不動産業，物品賃貸業	9	168	5.4	5	57	8.8	3	62	4.8	4	84	4.8	1	35	2.9	4	82	4.9	26	487	5.3
17 複合サービス事業	1	10	10.0	1	7	15.4	1	14	7.1	3	62	4.9	0	27	0.0	0	131	0.0	6	249	2.4
鉱業，採石業，砂利採取業	0	0	-	0	5	-	0	5	-	0	0	-	0	0	-	0	2	0.0	0	12	0.0
公務(他に分類されるものを除く) d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全業種計	256	4198	6.1	374	3726	10.0	359	4290	8.4	287	5105	5.6	54	1771	3.0	103	5630	1.8	1433	24718	5.8

a) 2010年1月～2015年3月の合計。ただし、2010年以前に労災請求があった事案を含み、調査復命書に所属事業場の労働者数の記載があった事案のみ。
 b) 総務省「労働力調査」(https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020102.do?_toGL08020102_&classID=000000110001&cycleCode=7&requestSender=estat&tstatCode=000000110001) における「産業，従業者規模別就業者数」をもとに算出。2010年～2014年の各年における年平均値の合計。ただし、2011年の年齢・業種別雇用者数は公表されていないので、2010年と2012年の平均値で補正した。
 c) 認定事案数（分子）には2010年以前に労災請求があった事案を含んでいること、および総雇用者数（分母）には2015年1月～3月までの雇用者数が含まれていないことから、値は参考数値である。また、雇用者数が0（万人）となる箇所については値を算出してない。
 d) 業種のうち「公務（他に分類されるものを除く）」については事案数、雇用者数ともに計上していない。

表4 業種（大分類）別の脳・心臓疾患発症時の所属における雇用年数

業種（大分類）	0年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		25年以上 30年未満		30年以上		全体 事案数
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	
	1 運輸業，郵便業	215	46.2%	101	21.7%	53	11.4%	27	5.8%	23	4.9%	23	4.9%	13	
2 サービス業（他に分類されないもの）	52	41.6%	26	20.8%	17	13.6%	9	7.2%	6	4.8%	7	5.6%	3	2.4%	125
3 医療，福祉	20	40.8%	12	24.5%	5	10.2%	3	6.1%	1	2.0%	3	6.1%	2	4.1%	49
4 卸売業・小売業	66	28.8%	50	21.8%	27	11.8%	27	11.8%	21	9.2%	13	5.7%	19	8.3%	229
5 学術研究，専門・技術サービス業	14	29.8%	9	19.1%	5	10.6%	7	14.9%	4	8.5%	4	8.5%	4	8.5%	47
6 漁業	8	57.1%	2	14.3%	2	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	0	0.0%	14
7 教育，学習支援業	5	20.0%	5	20.0%	3	12.0%	4	16.0%	5	20.0%	2	8.0%	1	4.0%	25
8 金融業・保険業	3	30.0%	0	0.0%	2	20.0%	2	20.0%	0	0.0%	1	10.0%	2	20.0%	10
9 建設業	55	34.0%	16	9.9%	16	9.9%	23	14.2%	15	9.3%	6	3.7%	16	9.9%	162
10 宿泊業，飲食サービス業	56	49.1%	16	14.0%	13	11.4%	6	5.3%	6	5.3%	3	2.6%	5	4.4%	114
11 情報通信業	26	51.0%	4	7.8%	4	7.8%	4	7.8%	3	5.9%	7	13.7%	3	5.9%	51
12 生活関連サービス業，娯楽業	19	51.4%	5	13.5%	5	13.5%	1	2.7%	2	5.4%	1	2.7%	2	5.4%	37
13 製造業	51	26.4%	38	19.7%	19	9.8%	20	10.4%	25	13.0%	24	12.4%	15	7.8%	193
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
15 農業，林業	2	28.6%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	7
16 不動産業，物品賃貸業	13	46.4%	8	28.6%	1	3.6%	3	10.7%	0	0.0%	2	7.1%	0	0.0%	28
17 複合サービス事業	1	14.3%	0	0.0%	2	28.6%	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	7
全業種計	606	38.7%	293	18.7%	174	11.1%	138	8.8%	113	7.2%	99	6.3%	85	5.4%	1564

注1) 調査復命書の記載内容から雇用年月日および職歴が確認できた1508事案を対象に算出した。

表5 業種（大分類）別の脳・心臓疾患の労災認定要因

業種（大分類）	短期間の過重業務		長期間の過重業務 a)		異常な出来事		異常な出来事の内容 b)						全体 事案数 c)
	n	%	n	%	n	%	暴力	事故	暑熱	寒冷	東日本 大震災 被災	その他	
	n	%	n	%	n	%	n	n	n	n	n	n	
	(内訳)												
1 運輸業，郵便業	8	1.7%	447	96.1%	9	1.9%	5	2	1	0	0	1	465
2 サービス業（他に分類されないもの）	8	6.4%	108	86.4%	9	7.2%	1	1	4	0	1	3	125
3 医療，福祉	2	4.1%	42	85.7%	5	10.2%	2	0	0	1	1	1	49
4 卸売業・小売業	7	3.1%	214	93.4%	8	3.5%	0	1	2	2	2	1	229
5 学術研究，専門・技術サービス業	0	0.0%	45	95.7%	2	4.3%	0	0	1	0	1	0	47
6 漁業	2	14.3%	10	71.4%	2	14.3%	0	0	0	0	0	2	14
7 教育，学習支援業	1	4.0%	24	96.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	25
8 金融業・保険業	1	10.0%	7	70.0%	2	20.0%	0	0	0	0	1	1	10
9 建設業	4	2.5%	142	87.7%	12	7.4%	1	0	9	1	0	1	162
10 宿泊業，飲食サービス業	3	2.6%	110	96.5%	1	0.9%	0	0	0	0	0	1	114
11 情報通信業	0	0.0%	51	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	51
12 生活関連サービス業，娯楽業	1	2.7%	35	94.6%	1	2.7%	0	0	0	0	0	1	37
13 製造業	7	3.6%	181	93.8%	3	1.6%	0	0	0	0	1	2	193
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1
15 農業，林業	0	0.0%	6	85.7%	1	14.3%	0	0	0	0	0	1	7
16 不動産業，物品賃貸業	1	3.6%	24	85.7%	3	10.7%	0	2	0	0	1	0	28
17 複合サービス事業	0	0.0%	7	100.0%	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	7
全業種計	45	2.9%	1454	93.0%	58	3.7%	9	6	17	4	8	15	1564

a) 調査復命書にて短期の過重業務と長期の過重業務の両方で認定されている場合は、長期間の過重業務による認定とした。

b) 異常な出来事の内容は調査復命書の記述から任意で6種類に分類した。

c) 全体事案数は脳・心臓疾患における労災認定要因に非該当のもの7件を含む。

表6 業種（大分類）別の時間外労働時間（長期間の過重業務による脳・心臓疾患での労災認定事案）

業種（大分類）	発症前1か月			発症前2か月平均		発症前3か月平均		発症前4か月平均		発症前5か月平均		発症前6か月平均		全体 事案数
	時間		%	時間		時間		時間		時間		時間		
	100時間 未満	(80時間) 未満		80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満	80時間 未満			
mean	%	%	mean	%	mean	%	mean	%	mean	%	mean	%		
1 運輸業、郵便業	101.9	52.6%	30.9%	99.2	25.5%	99.2	22.8%	99.6	20.6%	99.2	20.4%	98.7	18.1%	447
2 サービス業（他に分類されないもの）	102.3	58.3%	30.6%	90.5	32.4%	91.6	27.8%	91.5	27.8%	89.8	28.7%	88.1	25.9%	108
3 医療、福祉	92.0	71.4%	33.3%	91.4	38.1%	91.6	38.1%	91.7	33.3%	90.1	42.9%	90.5	38.1%	42
4 卸売業・小売業	99.5	57.5%	29.9%	95.6	29.4%	96.0	26.2%	95.8	26.6%	95.3	27.6%	94.1	28.0%	214
5 学術研究、専門・技術サービス業	106.2	55.6%	24.4%	96.8	26.7%	90.8	31.1%	88.9	31.1%	86.2	31.1%	82.9	28.9%	45
6 漁業	145.5	20.0%	20.0%	168.3	10.0%	176.1	0.0%	167.7	0.0%	172.1	0.0%	178.6	0.0%	10
7 教育、学習支援業	94.6	54.2%	20.8%	85.1	41.7%	85.5	37.5%	84.8	41.7%	82.4	41.7%	80.5	54.2%	24
8 金融業・保険業	106.0	28.6%	28.6%	95.6	28.6%	96.1	42.9%	103.6	14.3%	96.4	28.6%	95.7	14.3%	7
9 建設業	108.7	46.5%	19.0%	98.7	18.3%	96.3	23.9%	94.0	25.4%	91.7	23.2%	89.7	26.1%	142
10 宿泊業、飲食サービス業	117.2	40.9%	20.0%	112.2	13.6%	113.8	10.9%	114.2	10.0%	113.8	9.1%	112.7	9.1%	110
11 情報通信業	89.6	62.7%	37.3%	91.4	27.5%	88.7	27.5%	86.2	29.4%	83.6	37.3%	80.4	41.2%	51
12 生活関連サービス業、娯楽業	111.5	31.4%	17.1%	102.6	14.3%	99.0	8.6%	98.3	8.6%	99.1	8.6%	99.7	11.4%	35
13 製造業	93.5	59.7%	35.4%	92.2	35.4%	90.7	39.2%	89.0	39.8%	87.6	40.9%	86.4	40.9%	181
14 電気・ガス・熱供給・水道業	58.0	100.0%	100.0%	55.1	100.0%	68.0	100.0%	72.0	100.0%	71.9	100.0%	70.1	100.0%	1
15 農業、林業	129.9	16.7%	16.7%	109.2	0.0%	104.4	33.3%	100.6	33.3%	99.0	33.3%	96.8	33.3%	6
16 不動産業、物品賃貸業	103.4	58.3%	25.0%	88.6	25.0%	82.6	29.2%	78.9	25.0%	78.4	29.2%	75.6	25.0%	24
17 複合サービス事業	122.5	28.6%	14.3%	111.2	14.3%	103.4	28.6%	102.7	28.6%	98.8	28.6%	96.5	28.6%	7
全業種計	102.4	53.2%	28.6%	97.6	26.5%	97.0	25.9%	96.5	25.2%	95.5	25.9%	94.4	25.4%	1454

注1) 長期間の過重業務による労災認定において時間外労働時間の評価期間は事案によって異なり、調査復命書に記載されているすべての時間外労働時間を対象とした。
 注2) 全体事案数には調査復命書に時間外労働時間の記載のないものも含み、評価期間にかかわらず発症前1か月から6か月までを対象とした。

表7 業種（大分類）別の労働時間以外の負荷要因（長期間の過重業務による脳・心臓疾患での労災認定事案）

業種（大分類）	不規則な勤務		拘束時間の長い勤務		出張の多い業務		交代勤務・深夜勤務		作業環境（温度、騒音、時差）		精神的緊張を伴う業務		その他		全体 事案数
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	
1 運輸業、郵便業	139	31.1%	258	57.7%	30	6.7%	117	26.2%	19	4.3%	55	12.3%	31	6.9%	447
2 サービス業（他に分類されないもの）	12	11.1%	33	30.6%	14	13.0%	24	22.2%	3	2.8%	17	15.7%	10	9.3%	108
3 医療、福祉	10	23.8%	15	35.7%	3	7.1%	9	21.4%	0	0.0%	11	26.2%	12	28.6%	42
4 卸売業・小売業	12	5.6%	35	16.4%	27	12.6%	12	5.6%	14	6.5%	25	11.7%	29	13.6%	214
5 学術研究、専門・技術サービス業	1	2.2%	10	22.2%	11	24.4%	3	6.7%	1	2.2%	2	4.4%	4	8.9%	45
6 漁業	2	20.0%	5	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	50.0%	1	10.0%	2	20.0%	10
7 教育、学習支援業	1	4.2%	7	29.2%	4	16.7%	1	4.2%	1	4.2%	5	20.8%	3	12.5%	24
8 金融業・保険業	0	0.0%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%	0	0.0%	7
9 建設業	4	2.8%	20	14.1%	11	7.7%	9	6.3%	10	7.0%	20	14.1%	10	7.0%	142
10 宿泊業、飲食サービス業	7	6.4%	33	30.0%	3	2.7%	17	15.5%	6	5.5%	13	11.8%	10	9.1%	110
11 情報通信業	3	5.9%	8	15.7%	7	13.7%	2	3.9%	1	2.0%	4	7.8%	5	9.8%	51
12 生活関連サービス業、娯楽業	3	8.6%	8	22.9%	2	5.7%	4	11.4%	0	0.0%	5	14.3%	4	11.4%	35
13 製造業	7	3.9%	28	15.5%	22	12.2%	23	12.7%	12	6.6%	23	12.7%	15	8.3%	181
14 電気・ガス・熱供給・水道業	0	-	0	-	1	-	0	-	0	-	0	-	1	-	1
15 農業、林業	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	33.3%	6
16 不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	6	25.0%	2	8.3%	1	4.2%	0	0.0%	3	12.5%	2	8.3%	24
17 複合サービス事業	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	0	0.0%	7
全業種計	202	13.9%	468	32.2%	139	9.6%	222	15.3%	72	5.0%	187	12.9%	140	9.6%	1454

注1) 各負荷要因のn数には、一つの事案において負荷要因が複数該当しているものすべてを含む。

表8 業種（大分類）別の拘束時間と休日日数（長期間の過重業務による脳・心臓疾患での労災認定事案）

業種（大分類）	拘束時間						休日数								全体 事案数
	発症前 1か月	発症前 2か月	発症前 3か月	発症前 4か月	発症前 5か月	発症前 6か月	発症前 1週間	発症前 2週間	発症前 1か月	発症前 2か月	発症前 3か月	発症前 4か月	発症前 5か月	発症前 6か月	
	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	mean	
1 運輸業，郵便業	324.4	321.1	316.7	316.3	314.5	311.8	1.3	1.3	5.7	6.2	6.9	7.2	7.8	8.2	447
2 サービス業（他に分類されないもの）	297.8	285.8	294.0	284.7	280.2	270.6	0.9	1.2	4.8	5.8	6.1	6.8	6.6	6.9	108
3 医療，福祉	280.7	281.0	280.4	281.6	271.0	278.4	1.3	1.1	5.6	6.0	7.0	6.2	6.7	6.8	42
4 卸売業・小売業	290.4	284.6	284.8	284.7	282.2	276.4	1.4	1.5	6.3	6.8	6.9	6.9	7.2	7.5	214
5 学術研究，専門・技術サービス業	302.1	295.3	267.6	271.7	262.0	248.1	1.4	1.4	5.7	6.4	8.3	8.1	8.9	9.6	45
6 漁業	368.6	387.2	398.5	333.5	363.5	393.2	0.1	1.2	4.6	7.0	4.7	7.1	4.1	2.9	10
7 教育，学習支援業	277.3	261.4	265.7	266.2	242.1	256.9	1.0	0.7	4.3	5.8	5.9	4.9	5.9	6.1	24
8 金融業・保険業	303.1	297.7	307.4	308.6	237.7	274.6	1.6	1.0	4.6	6.1	5.1	5.2	9.2	6.5	7
9 建設業	302.4	289.1	279.8	277.9	272.9	267.8	1.2	1.3	5.3	6.3	7.0	7.0	7.1	7.7	142
10 宿泊業，飲食サービス業	311.7	305.8	310.1	311.7	307.3	302.9	0.9	0.8	3.6	4.4	4.5	4.6	5.2	5.3	110
11 情報通信業	275.1	288.6	277.9	263.1	252.0	248.6	1.4	1.7	6.8	7.1	7.3	8.7	8.9	8.8	51
12 生活関連サービス業，娯楽業	308.5	301.9	291.4	290.5	298.3	298.0	1.0	0.8	4.0	4.3	4.9	4.9	4.0	4.4	35
13 製造業	281.9	279.4	274.5	267.7	264.3	265.6	1.6	1.4	6.5	6.7	7.1	7.8	7.6	7.4	181
14 電気・ガス・熱供給・水道業	237.2	238.1	276.1	259.5	273.5	217.6	2.0	1.0	9.0	10.0	7.0	10.0	7.0	9.0	1
15 農業，林業	352.8	260.7	227.9	234.1	249.0	253.2	0.5	0.5	3.3	6.3	9.2	10.4	9.8	10.0	6
16 不動産業，物品賃貸業	303.8	270.9	266.9	253.0	264.5	235.3	1.2	1.5	4.9	6.0	6.8	7.3	8.2	10.6	24
17 複合サービス事業	302.8	272.3	264.8	282.4	261.0	262.4	1.3	0.7	4.3	6.7	6.6	5.7	6.9	8.9	7
企業種計	303.8	297.9	294.5	291.9	288.0	284.9	1.3	1.3	5.5	6.2	6.7	6.9	7.2	7.5	1454

表9 業種（大分類）・代表職種別の労働時間以外の負荷要因（長期間の過重業務による脳・心臓疾患での労災認定事案）

業種（大分類）	職種（大、中、小分類）	(分類)	不規則な勤務		拘束時間の長い勤務		出張の多い業務		交代勤務・深夜勤務		作業環境（温度、騒音、時差）		精神的緊張を伴う業務		職種別 事案数
			n	%	n	%	n	%	n	%	n	%			
			1 運輸業，郵便業	バス運転者	小	8	53.3%	12	80.0%	3	20.0%	4	26.7%	0	
	貨物自動車運転者	小	108	33.8%	196	61.3%	22	6.9%	83	25.9%	18	5.6%	39	12.2%	320
	乗用自動車運転者	小	6	13.0%	23	50.0%	0	0.0%	18	39.1%	0	0.0%	4	8.7%	46
2 サービス業（他に分類されないもの）	警備員	小	6	16.7%	13	36.1%	0	0.0%	15	41.7%	3	8.3%	5	13.9%	36
3 医療，福祉	医師	小	5	35.7%	6	42.9%	0	0.0%	4	28.6%	0	0.0%	9	64.3%	14
4 卸売業・小売業	販売店員	小	2	3.9%	8	15.7%	0	0.0%	6	11.8%	6	11.8%	5	9.8%	51
5 学術研究，専門・技術サービス業	専門的・技術的職業従事者	大	0	0.0%	5	15.6%	8	25.0%	1	3.1%	1	3.1%	1	3.1%	32
6 漁業	漁業作業員	中	3	23.1%	6	46.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	38.5%	1	7.7%	13
7 教育，学習支援業	教員	中	0	0.0%	7	41.2%	4	23.5%	1	5.9%	1	5.9%	4	23.5%	17
8 金融業・保険業	-	-	0	0.0%	1	10.0%	1	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	10
9 建設業	建設・探掘従事者	大	1	1.4%	8	11.6%	1	1.4%	5	7.2%	6	8.7%	8	11.6%	69
10 宿泊業，飲食サービス業	調理人	小	2	3.6%	15	26.8%	2	3.6%	8	14.3%	5	8.9%	7	12.5%	56
11 情報通信業	情報処理・通信技術者	中	1	3.7%	3	11.1%	3	11.1%	2	7.4%	1	3.7%	2	7.4%	27
12 生活関連サービス業，娯楽業	サービス職業従事者	大	3	12.5%	5	20.8%	1	4.2%	4	16.7%	1	4.2%	2	8.3%	24
13 製造業	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	中	1	2.1%	3	6.4%	1	2.1%	12	25.5%	9	19.1%	2	4.3%	47
14 電気・ガス・熱供給・水道業	庶務事務員	小	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
15 農業，林業	農業従事者	中	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	7
16 不動産業，物品賃貸業	営業職業従事者	中	0	0.0%	2	25.0%	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	12.5%	8
17 複合サービス事業	-	-	1	14.3%	1	14.3%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	14.3%	7
企業種計			147	18.4%	314	39.3%	48	6.0%	163	20.4%	56	7.0%	101	12.6%	800

注1) 各負荷要因のn数には、一つの事案において負荷要因が複数該当しているものすべてを含む。